

規則改正案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（1頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 4 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 5 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（15頁）
- 6 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 7 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21頁）
- 9 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（23頁）

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（扶養手当に係る特例措置）

第二条 職員給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）

附則第八項に規定する人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合は、施行日の前日（以下「基準日」という。）において、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則第五条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第一号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下単に「収入の合

計額」という。)が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合とする。

2 前項の場合において、任命権者は、改正後の規則第五条第二項第一号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

第三条 条例附則第八項に規定する人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前条第二項の規定により扶養親族の認定を受けた者(以下「認定扶養親族」という。)に係る扶養手当については条例第十条第三項又は第四項の規定により算定された額の二分の一に相当する額

二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については条例第十条第三項又は第四項の規定により算定された額

2 認定扶養親族である子が、基準日において条例第十条第四項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が施行日以後に同項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、条例第十条第四項の規定を適用しない。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（扶養手当に係る特例措置）

第二条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「条例」という。）付則第七項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合は、施行日の前日（以下「基準日」という。）において、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則第五条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（条例第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第一

号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下単に「収入の合計額」という。)が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合とする。

2 前項の場合において、東京都教育委員会は、改正後の規則第五条第二項第一号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

第三条 条例付則第七項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前条第二項の規定により扶養親族の認定を受けた者(以下「認定扶養親族」という。)に係る扶養手当については条例第十二条第三項又は第四項の規定により算定された額の二分の一に相当する額

二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については条例第十二条第三項又は第四項の規定により算定された額

2 認定扶養親族である子が、基準日において条例第十二条第四項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が施行日以後に同項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、条例第十二条第四項の規定を適用

しない。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「であつて条例別表第六の二イの部四級の項に規定する課長の職務若しくは管理官の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、同項第二号中「八級である職員又は職務の級が七級」を「八級又は七級」に改め、「であつて条例別表第六の二ハの部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、同項第三号中「職務の級が三級である職員（次項第三号に掲げる職員を除く。）又は」を削り、同項第四号中「であつて条例別表第六の二ホの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同項第五号中「であつて条例別表第六の二への部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同条第二項第三号中「であつて条例別表第六の二ニの部三級の項に規定する部長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削る。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第二行政職給料表(一)の項から医療職給料表(三)の項までを次のように改める。

行政職給料表(一)	
職務の級が五級である職員	百分の二十
職務の級が四級である職員	百分の十五
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十二号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号)、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監	百分の十

<p>職務の級が二級である職員</p>	<p>職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）</p>	<p>査委員訓令第三号）若しくは東京都議会 会局統括課長代理の認定等に関する規程 （平成二十七年東京都議会議長訓令第九 号）により統括課長代理に認定された職員、 警視庁警察行政職員指定係長職任用規程 （平成二十七年警視庁訓令甲第八号）に規 定する指定係長に任用された職員又は東京 消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の 任命に関する規程（平成二十五年東京消防 庁訓令第二十号）に規定する課長補佐に任 命された職員（以下「統括課長代理等」と いう。）</p>
<p>百分の三</p>	<p>百分の六</p>	

医療職給料表(一)		公安職給料表					行政職給料表(二)				
職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員	職務の級が四級又は三級である職員	職務の級が二級である職員	職務の級が九級である職員	職務の級が八級又は七級である職員	職務の級が六級である職員	職務の級が五級である職員	職務の級が四級である職員又は職務の級が三級である職員であつて知事が別に定めるもの	職務の級が三級である職員	職務の級が二級である職員	職務の級が一級である職員であつて知事が別に定めるもの
百分の十五	百分の二十	百分の六	百分の十	百分の十五	百分の十五	百分の二十	百分の三	百分の六	百分の三	百分の六	

附
則

医療職給料表(三)				医療職給料表(二)			
職務の級が二級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	長代理等	職務の級が三級である職員のうち、統括課	職務の級が四級である職員	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	長代理等	職務の級が四級である職員
百分の三	百分の六		百分の十	百分の十五	百分の三		百分の十五

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二 削除

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第二事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表	
(一)	職務の級が四級である職員
	職務の級が三級である職員のうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号）により統括課長代理に認定された職員（以下「統括課長代理」という。）
	百分の十五
	百分の十

別表第二技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
職務の級が二級である職員	百分の三

技術職員給料表(三)

職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理	百分の十
職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
職務の級が二級である職員	百分の三
職務の級が三級である職員	百分の六
職務の級が二級である職員	百分の三

技術職員給料表(四)

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、

公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の八千三百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万八百六十七」を「一万分の一万二千四百四十三」に改め、同項第二号中「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第七号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第八号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

第六条の二中「第六条の四第一項中「条例第二十一条第四項第一号」とあるのは「条例第二十一条の二第三項の規定により準用する条例第二十一条第四項第一号」と、同条第二項」を「第六条の四」に改める。

別表第一 行政職給料表(一)の項から公安職給料表の項までを次のように改める。

行政職給料表(一)	職務の級が三級である職員
行政職給料表(二)	職務の級が四級又は三級である職員
公安職給料表	職務の級が六級又は五級である職員
別表第一 医療職給料表(二)の項及び医療職給料表(三)の項を次のように改める。	
医療職給料表(二)	職務の級が三級である職員
医療職給料表(三)	職務の級が三級である職員

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の二及び別表第一の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「期末手当規則第三条の二」を「条例第二十四条第二項の表」に改め、同項第二号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第三号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第四号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第五号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第六号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び 技術職員給料表(一)	職務の級が三級である職員
-------------------------	--------------

別表第一 技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員
技術職員給料表(四)	職務の級が三級である職員

別表第三 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が四級である職員	百分の十五
	職務の級が三級である職員のうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)により統括課長代理に認定された職員(以下「統括課長代理」という。)	百分の十
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三

別表第三 技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)		技術職員給料表(四)	
職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	職務の級が二級である職員	職務の級が二級である職員
百分の十	百分の六	百分の三	百分の三

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の四第一項第一号、第六条の四、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の学校職員の勤免手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和三十九年東京都規則第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三級以上の者（第三号に掲げる職員を除く。）」を「三級の者」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の農林漁業普及指導手当に関する規則の規定により支給することとなった農林漁業普及指導手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一の年において五日の範囲内（その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に改め、「三十一時間未満の者」の下に「及び条例第三条第二項に規定する職員」を、「年次有給休暇は、」の下に「半日又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十一条第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に、「第三項第四号」を「第四項第四号」に改める。

第二十二条の三第一項中「（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）」を削る。
附則第三条ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の三第一項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

・東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に、「の年次有給休暇は、」を「及び条例第四条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、教育職員等以外の職員の場合は半日又は一時間を、教育職員等の場合は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、教育職員等以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を教育職員等以外の職員に与えてはならない。

第十一条第六項ただし書を削り、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第四項第四号」を「第五項第四号」に改める。

第二十三条の三第一項中「（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）」を削る。
第三十一条中「第八条第一項及び第二項」の下に「、第十一条第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の三第一項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。